

副 本

平成18年(行コ)第119号 住基ネット受信義務確認等請求控訴事件
控訴人 杉並区
被控訴人 国, 東京都

証 拠 説 明 書

平成19年5月24日

東京高等裁判所第10民事部ハロ1係 御中

略語等は準備書面の用例による。

号証	標 目 (作 成 者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 36	第156回国会衆議 院本会議会議録第2 1号(平成15年4 月8日(火曜日))	写し	H15.4.8	行政機関等の保有する個人情報 の保護に関する法律において、 開示請求権、訂正請求権が認め られたが、自己情報コントロール 権については、明記しないこ ととされたこと
乙 37	さいたま地方裁判所 平成19年2月16 日判決 (同裁判所第6民事 部)	写し	H19.2.16	さいたま地方裁判所平成19 年2月16日判決の内容
乙 38	名古屋高等裁判所平 成19年2月1日判 決(同裁判所民事第 4部)	写し	H19.2.1	名古屋高等裁判所平成19年 2月1日判決の内容
乙 39	住基ネットの個人情 報保護対策(住基ネ ットワークシステム 及びそれに接続して いる既設ネットワー クに関する調査票に よる点検状況)(総 務省)	写し	H15.8.8	各市町村において、セキュリ ティ等について、自己点検と対 策の確認・維持改善がなされ、 総務省及び指定情報処理機関が 協力して外部監査の一環として 実施されていること。